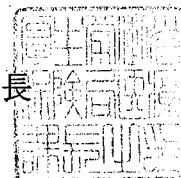


保医発0719第6号
平成23年7月19日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）について下記のとおり改正し、本日より適用することといたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1の第2章第1部B001の2(1)のシ中「関節リウマチ又はループス腎炎」を「関節リウマチ、ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

別添1	改 正 後	別添1	現 行
第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B.001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与 薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬 剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算 定する。	第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B.001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与 薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬 剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算 定する。	ア～サ (略) シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ又はループス腎 臓炎の患者であってタクロリムス水和物を投与して いるもの	ア～サ (略) ス～セ (略)